令和９年度の使用料

対象となる施設・使用料・減免割合【別表】

種別	施設名・競技・面数			１時間あたりの使用料（税抜）			使用料の納入窓口
学校体育施設	小学校体育館（島門・広渡・浅木） 遠賀南中学校武道館			施設	１５０円		遠賀町中央公民館
				照明	１００円		
				冷暖房	６００円		
	遠賀中学校第1体育館（旧遠賀町第1町民体育館）	アリーナ	（Ⅰ）全面	施設	４００円		
				照明	３００円		
				冷暖房	９００円		
		アリーナ	（Ⅱ）1/2面	施設	２００円		
				照明	１５０円		
				冷暖房	９００円		
		（★）ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ・ｿﾌﾄﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ	（Ⅲ）1/3面	施設	１００円		
				照明	１００円		
				冷暖房	９００円		
	遠賀南中学校体育館			施設	１５０円		
				照明	１００円		
				冷暖房	９００円		
	小学校運動場（島門・広渡・浅木）						
					町内料金	町外料金	
社会体育施設	遠賀町民体育館（旧遠賀町第2町民体育館）	アリーナ	1面	施設	２００円	４００円	遠賀町民体育館
				照明	３００円	６００円	
	遠賀総合運動公園 遠賀体育センター	ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ・ｿﾌﾄﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ 卓球 等	1/4面	施設	１１０円	２２０円	遠賀体育センター
				照明	１６５円	３３０円	
		アリーナ（全体の1/2）	2/4面	施設	２２０円	４４０円	
				照明	３３０円	６６０円	
	テニスコート	クレーコート	1面	照明無	２２０円	４４０円	
				照明有	５５０円	１，１００円	
		オムニコート	1面	照明無	３３０円	６６０円	
				照明有	６６０円	１，３２０円	
	グラウンド	野球 ソフトボール	1面	照明無	４４０円	８８０円	
				照明有	２，７５０円	５，５００円	
		サッカー	1面	照明無	４４０円	８８０円	
				照明有	１，６５０円	３，３００円	
	相撲場	相撲	1面	施設	２２０円	４４０円	
	弓道場	弓道	－	照明無	５０円		
				照明有	１５０円		

減免割合（例外有り）		
区　分	施設･照明	冷暖房
体育協会登録団体	２割	２割
スポーツ少年団（定期利用）	10割	５割
スポーツ少年団（定期利用以外）	５割	５割
町又は教育委員会が主催又は共催するとき	10割	10割
教育委員会が特に減免する必要があると認めるとき	５割又は10割	５割又は10割

（★）遠賀中学校第１体育館では、バドミントン・ソフトバレーボールコートを最大３面取ることができます。
バドミントン・ソフトバレーボールコートの使用料につきましては下記のとおりとなります。

（Ⅰ）１団体が３面を利用する場合（全面）
アリーナ全面分の使用料をお支払いいただきます。

（Ⅱ）２団体が同時に利用する場合（１/２面ずつ）
防球ネットがアリーナの中央部にしかないため中央のコートを使用不可とし、防球ネットを挟んでそれぞれ１/２面ずつの利用となるため、アリーナ１/２面分の使用料をお支払いいただきます。

（Ⅲ）３団体が同時に利用する場合（１/３面ずつ）
それぞれ１/３面ずつの利用となるため、バドミントン・バレーボールコート１/３面分の使用料をお支払いいただきます。

・遠賀中学校及び遠賀南中学校の運動場は、部活動で利用するため定期利用の対象外です。

※令和９年度定期利用団体（学校体育施設を除く）における町内料金・町外料金の判別を申請書（名簿）提出時に行います。
団体会員に８割以上の町内者（在住・在勤含む）がいる場合町内料金、８割未満の場合町外料金となります。

施設	室　名	１時間あたりの使用料（税抜）			使用料の納入窓口
		町内者	町外者	冷暖房（一律）	
遠賀コミュニティーセンター	児童室１	３３０円	６６０円	３３０円	遠賀ｺﾐｭﾆﾃｨｰｾﾝﾀｰ
	児童室２	２２０円	４４０円	３３０円	
	集会室１・２	３３０円	６６０円	３３０円	
	サークル活動室１・２	３３０円	６６０円	３３０円	
	視聴覚室	３３０円	６６０円	３３０円	
	音楽室	５００円	１，０００円	３３０円	
	和室（水仙･木犀･寿）	２２０円	４４０円	３３０円	
	ホール	１，６５０円	３，３００円	１，６５０円	

減免割合（例外有り）		
団体区分	施設	照明
同上表		

※全施設、準備・後片付けの時間を含みます。なお、１時間に満たない場合は１時間とします。
※税変更、施設改修等により、料金を改定する場合があります。詳細は、施設までお問い合わせください。
※冷暖房使用料は町または教育委員会主催の場合を除き実費となります。
※令和９年度から学校体育施設の冷暖房使用料は通常の料金となります。（令和８年度は経過措置のため半額）